

フェリス女学院大学 証明書発行申込書

以下のとおり証明書を申し込みます。

申込日： 年 月 日

フリガナ			フリガナ		
氏名			在籍時氏名		
生年月日	年 月 日 (西暦で記入してください)				
現住所	〒				
連絡先	電話： 携帯：		E-mail：		
所属	短期大学	科	年 月 入学	学籍番号	
			年 月 卒業・退学		
	学部	学科	年 月 入学	学籍番号	
			年 月 卒業・退学		
	研究科	専攻	年 月 入学	学籍番号	
			年 月 修了・退学		
	科目等履修生／ディプロマ・コース／研究生		年 月 登録	履修生番号	
			年 月 修了		
必要理由	勤務先提出 ・ 就職のため ・ 他大学等提出 ・ その他[]				
必要としている証明書					
種類	和文 (1 通 200 円)	厳封の必要	英文 (1 通 500 円)	厳封の必要	
卒業・修了証明書	和文 通	有・無	英文 通	有・無	
成績証明書	和文 通	有・無	英文 通	有・無	
その他[具体的に記入] []	和文 通	有・無	英文 通	有・無	
【教職用】 学力に関する証明書	和文(中学用) 通 和文(高校用) 通	有・無	※別紙「学力に関する証明書作成にあたっての調査票」を記入の上、同封してください。		
通信欄 ※連絡事項があれば記入					
受取方法					
窓口受取		郵便による返送			
緑園校舎[教務課] ・ 山手校舎[山手事務室]		普通 ・ 速達 (返信用切手 300 円増し)			
		手数料・郵送料		定額小為替	返信用切手
来校予定	月 日 am・pm			円	円分

【ご本人申込みの場合】

次の 4 点を封書にてお送りください。

- ・ 本発行申込書
- ・ ご本人の公的な身分証明書の写し
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票のいずれか)
- ・ 手数料 (定額小為替) **※無記入・無押印の状態でお送りください**
- ・ 返信用切手

【代理人申込みの場合】

上の 4 点に加え、次の 2 点(合計 6 点)を封書にてお送りください。

- ・ ご本人からの委任状
(このページの下段よりダウンロードできます。)
- ・ 代理人の公的な身分証明書の写し
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票のいずれか)

本学使用欄

作成者	検印	受付日		
		発行日		
発行番号		割印	発行番号	割印

フリガナ		フリガナ	
氏名		在籍時氏名	
使用目的 提出先	□免許状の個人申請 □他大学へ提出 □単位の確認 提出先（　　　　　　　　　　　）		
所定用紙	□あり □なし （ある場合は、用紙及び記入上の注意事項を郵送にてお送り下さい。）		
適用免許法 （証明書の書式）	□新法 □旧法 □旧々法 □旧々々法 （平成 29 年改正法） （平成 10 年改正法） （昭和 63 年改正法）		
希望する証明書 の種類	中学校一種	□外国語(英語) □国語 □音楽 □社会	
	高等学校一種	□外国語(英語) □国語 □音楽 □地理歴史 □公民	
	中学校専修	□外国語(英語) □国語 □音楽 □社会	
	高等学校専修	□外国語(英語) □国語 □音楽 □地理歴史 □公民	
	中学校二級	□家庭・保健	
◆ 過去に同じ証明書を申し込んだことがありますか。 □はい（ 年 月頃） □いいえ			
◆ 在学中に他大学の科目等履修による単位認定を行いましたか。 □はい（同志社女子大学・放送大学等） □いいえ			

- ◆ 教育職員免許状取得のための「基礎資格・単位修得証明書」は、法改正に伴い2009年度から「学力に関する証明書」に名称が変更されました。
- ◆ 以下の注意事項をご確認の上、記入漏れの無いように申請を行ってください。
記入漏れ等の不備があると、免許の申請に支障が生じる場合があります。ご注意ください。
(日中の連絡先に連絡する場合があります。連絡先は必ず記入して下さい。)

- (1) 所属の記入について
最終学歴のみではなく、本学における学修歴をすべて記入してください。
- (2) 証明書の様式について
証明書は原則一通につき、1 免許種・1 教科の証明になります。(例：高等学校一種・音楽／中学校専修・英語等)
必要な免許教科の種類等を必ず確認の上、間違いのないように必要な通数を記入してください。
- (3) 適用免許法欄の記入について
教育職員免許法の改正に伴う、本学の適用時期は以下の通りです。

新法（平成 29 年改正法）	2019 年度以降入学者
旧法（平成 10 年改正法）	2000 年度以降入学者
旧々法（昭和 63 年改正法）	1990～1999 年度入学者
旧々々法	1989 年度以前入学者

◆ 昭和 63 年の法改正により、従前の一級免許状及び二級免許状は下記の通り変更になりました。

中学校教諭一級免許状	→	中学校教諭一種免許状
中学校教諭二級免許状	→	中学校教諭二種免許状
高等学校教諭一級免許状	→	高等学校教諭専修免許状
高等学校教諭二級免許状	→	高等学校教諭一種免許状